

一関市

幼稚園入園案内

～1号認定（教育標準時間認定）申請手続き～

1. 申し込み先

入園を希望する幼稚園へ直接申し込みください。

2. 申し込み受付期間

● 令和9年4月入園希望

令和8年11月2日（月）～11月30日（月） ※土曜日、日曜日、祝日を除く
※12月1日（火）以降も受け付けますが、手続きが遅れる場合があります

● 年度途中（令和9年5月～令和10年3月）の入園希望

入園希望月の前月25日まで（土曜日、日曜日の場合は直前の平日）
入園開始日は、毎月1日からとなります。

3. 入園資格

3歳児（令和5年4月2日生～令和6年4月1日生）

4歳児（令和4年4月2日生～令和5年4月1日生）

5歳児（令和3年4月2日生～令和4年4月1日生）

※私立幼稚園は満3歳児の入園も受付しています。

4. 幼稚園一覧及び問い合わせ先

幼稚園名	区分	利用定員 (人)	所在地（連絡先）	電話番号
舞川幼稚園	公立	60	一関市舞川字館ノ越 22-12	28-2112
真滝幼稚園		60	一関市滝沢字水口 103-103	21-2156
赤荻幼稚園		90	一関市赤荻字桜町 237-2	25-4188
愛心幼稚園	私立	75	一関市大手町 7-5	23-5431
カトリック清心幼稚園		15	一関市千厩町千厩字町浦 47-1	52-2485

●市外にお住まいの方で入園をご希望される場合は、住所のある自治体へ問い合わせください。

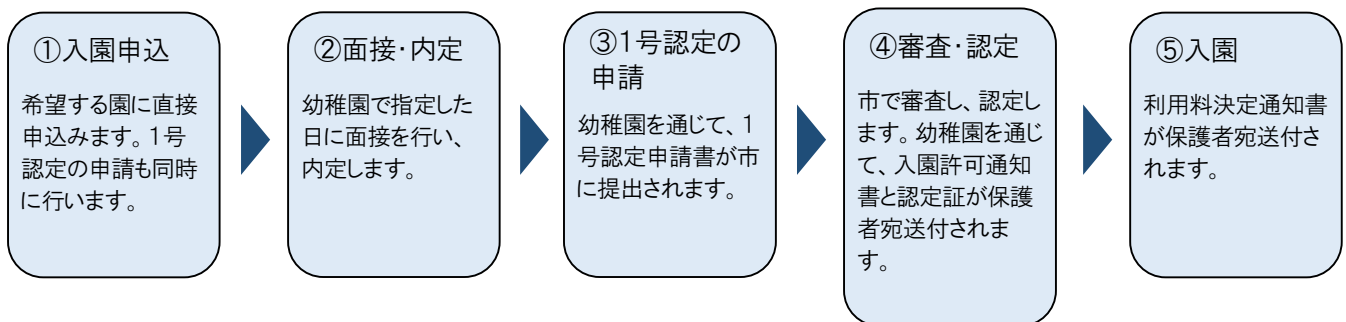
5. 教育・保育施設の利用と認定について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育園等に入園する際に利用のための認定が必要となり、認定区分に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対 象	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で小学校入学前のお子さん	幼稚園 認定こども園（幼稚園部門）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする小学校入学前のお子さん	保育園 認定こども園（保育園部門）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とするお子さん	地域型保育事業

6. 入園手続き（1号認定申請）の流れについて

入園を希望する幼稚園に、入園願書等必要な書類をそろえて、直接お申し込みください。



7. 申請書類について

※次の②～④については、公立・私立幼稚園共通です。

①入園願書（公立）

※私立は各園の様式で提出が必要ですので、園にお問い合わせください。

②教育・保育給付認定申請書（申請書裏面の記入上の注意をよく読んで記入してください）

お子さん1人につき1枚を提出してください。

世帯分離をしていますが、同居する家族全員分の情報を記入してください。同じ敷地内にお住まいの場合も同居とみなします。

保護者が扶養している、大学、高校への通学等で別居している申請児童の兄弟についてもご記入ください。

③個人番号（マイナンバー）届出書 ※記入例を参考に記入してください。

法律により、幼稚園を利用する際の提出書類に個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられていますので、教育・保育給付認定申請書に記載した世帯員すべての個人番号を確認し、個人番号届出書に記入してください。

次の①～③のいずれかの個人番号を確認できる書類の添付が必要になります（保護者のみ）。

①個人番号カード（写）

②通知カード（写） + 本人確認書類 ※次の表のとおり

③個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書 + 本人確認書類 ※次の表のとおり

※本人確認書類とは

個人番号カードをお持ちでない場合	
写真付き身分証明の写し（下記から１点）	その他本人確認書類の写し（下記から２点）
・住基カード（顔写真あり） ・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公署等の発行する顔写真付きの資料（氏名、生年月日または住所の記載があるもの）	・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当障害認定通知書 ・介護保険被保険者証 ・その他官公署等の発行する写真付きでない資料（氏名、生年月日または住所の記載があるもの）

④課税状況を確認する書類 ※該当者のみ

下記の状況に当てはまる場合に書類の提出が必要です。

状況	提出書類
当該年度の８月までに入園の場合 令和８年１月１日時点で一関市に住民登録がなく、扶養に入っていたために令和８年度分（令和７年１月～１２月）の所得を申告していない保護者	令和８年度市町村民税課税扶養証明書 または 被扶養者の令和８年度市町村民税課税証明書 ※住民登録をしていた市町村から取り寄せてください
当該年度の９月以降に入園の場合 令和９年１月１日時点で一関市に住民登録がなく、扶養に入っていたために令和９年度分（令和８年１月～１２月）の所得を申告していない保護者	令和９年度市町村民税課税扶養証明書 または 被扶養者の令和９年度市町村民税課税証明書 ※住民登録をしていた市町村から取り寄せてください
児童や同居の親族に障害者手帳等が交付されている	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給証明書の写し

世帯の状況によって、同居の祖父母及び入園児童を税法上の扶養としている保護者の課税状況の確認が必要になります。

課税状況を確認する保護者

- 祖父母と別居の場合・・・父 母
- 祖父母等と同居の場合
 父母の収入合計が１０３万円を超える ⇒ 父 母・・・（ア）
 父母の収入合計が１０３万円以下 ⇒ 父 母 祖父母・・・（イ）
- 父母以外の者が児童を税法上扶養している ⇒ （ア）＋扶養者、（イ）＋扶養者

【ご注意ください】

所得が未申告の方は、税額の確認ができませんので、所得の申告を行ってください。

書類の未提出や所得の未申告などにより、課税の状況が確認できない場合は、給食費（おかず）等の費用の免除が受けられない場合があります。

入園後、修正申告により税額が変更になる際は届け出てください。

8. 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園の保育料は無償です。

幼稚園型一時預かり（預かり保育）については、市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用料が無償となります。

給食費や教材費、行事費、送迎費などは保護者負担となります。

～詳しくは、幼稚園または一関保健センター内児童保育課（21-2172）にお問い合わせください。～

9. その他

●認定内容の変更について

支給認定の内容に変更が生じた場合は、一関保健センター内児童保育課または各支所市民課にお越しのうえ、変更の手続きを行ってください。

変更手続きが必要な場合

- ・住所が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・世帯状況に変更があったとき（離婚または離婚調定による別居、保護者の婚姻、祖父母との同居や別居、子の出生、家族が障害者手帳や療育手帳の交付を受けた場合など）